

菊川市こども計画(抜粋)
施策体系・第4章・第5章(未定稿)

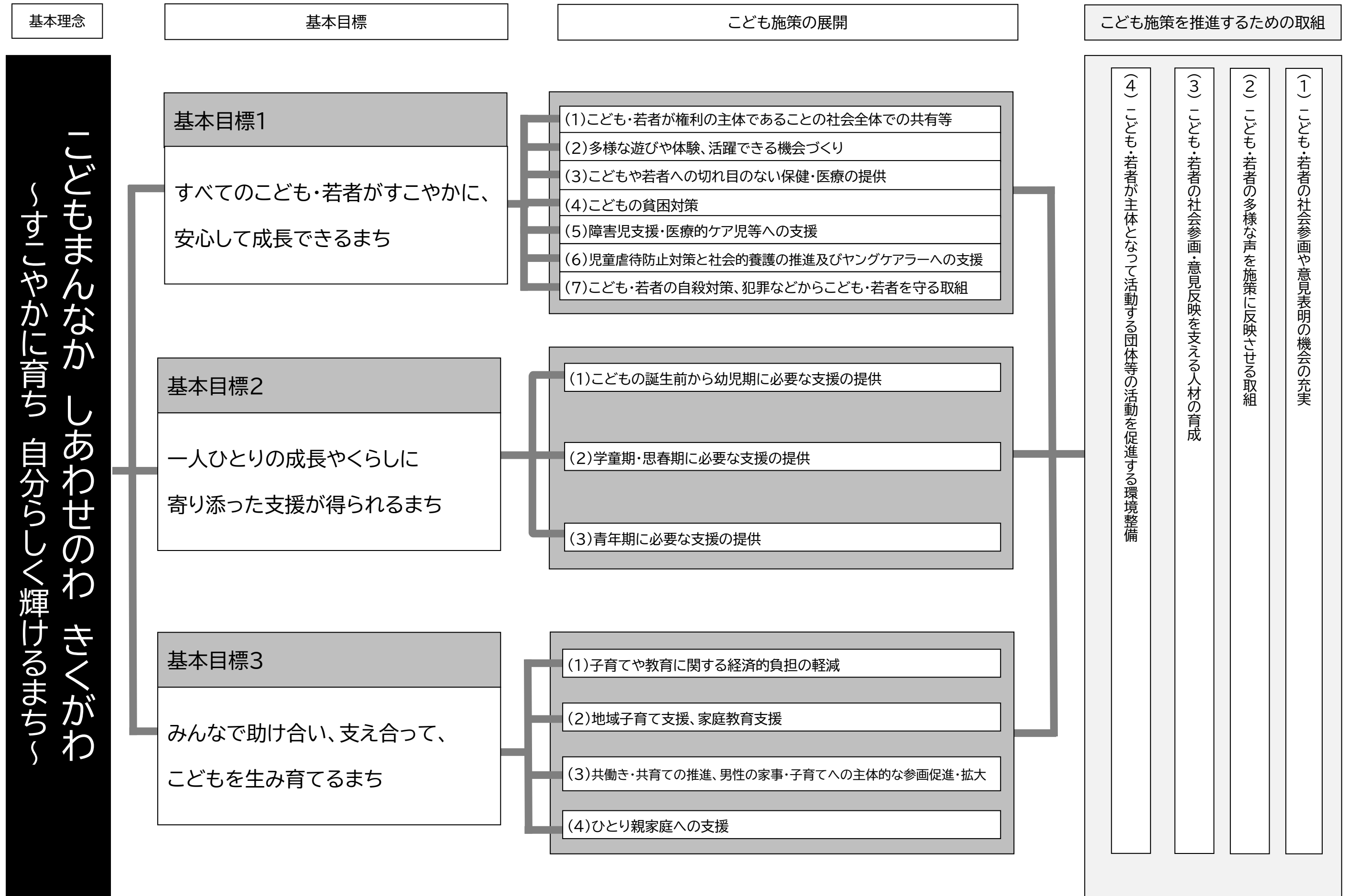
令和6年9月

目次（案）

第1章 計画策定の背景.....	
1 計画策定の趣旨.....	
2 計画の性格.....	
3 計画の期間.....	
4 計画の対象.....	
第2章 計画策定の背景.....	
1. 社会潮流.....	
(1)少子化を巡る状況.....	
(2)こどもと家庭を取り巻く環境.....	
(3)こども・若者が直面する問題.....	
2. 菊川市の現況と課題.....	
(1)人口及び出生数、婚姻等の状況.....	
(2)子育て支援サービス等の状況.....	
(3) 第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画の事業評価.....	
(4)アンケート結果.....	
(5)課題の整理.....	
第3章 計画の基本理念及び基本目標.....	
1 基本理念.....	
2 基本目標.....	
第4章 こども施策の展開.....	
目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち.....	
目標2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち.....	
目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生き育てるまち.....	
第5章 こども施策を推進するための取組.....	
第6章 計画の推進体制と評価.....	
1 施策の推進体制.....	
2 数値目標(指標)の設定と進捗管理.....	
3 国、県との連携.....	
第7章 「量の見込み」と「確保の方策」.....	
1 教育・保育について.....	
2 地域子ども・子育て支援事業について.....	
参考資料.....	

今回ご提示する部分です。
(計画全体の素案は11月の第3回
子ども・子育て会議でお示します。)

施策体系図



第4章 こども施策の展開

目標1 すべてのこども・若者がすこやかに、安心して成長できるまち

現状と課題

- 2023年に公表された合計特殊出生率は、全国平均で「1.20」と過去最低となりました。菊川市は「1.58」となり、県下市町では2番目に高い数値となりましたが、出生数の減少傾向が続いています。少子化の要因はひとつではありませんが、こどもを安心して生み育て、すべてのこどものすこやかな成長を支える取組を、さらに充実させることが求められています。
- こどもや若者は、これまで支援や保護、育成等の対象として捉えられることが少なくありませんでした。これからは、こども・若者を権利の主体と捉え、社会参画を促すとともに、その声をまちづくりや地域づくり等に取り入れていくことが求められています。
- こどもの貧困や児童虐待や育児放棄、ヤングケアラーなど、こども・若者を取り巻く課題は、多様化・複雑化しています。必要な支援が、必要な時に、必要な人へ切れ目なく届くよう、実態を把握し、個々のケースに応じた支援につなげる必要があります。
- こども・若者が抱える悩みに寄り添う取組の重要性が高まっています。困った時に助けを求められることができるよう、相談窓口を知ってもらい、より利用しやすくする必要があります。

取組の方向性

- すべてのこども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こども・若者のすこやかな成長を促すため、幅広い分野の遊びや体験、活躍ができる機会を創出します。
- ひとり一人のこども・若者に応じた支援が途切れることなく届くよう、財政面での支援はもとより、将来の自立・社会参画を支えます。
- 児童虐待や育児放棄、ヤングケアラー等、こども・若者を取り巻く課題に対し、関連団体や専門機関と連携し、個別ケースに応じた支援を届けます。
- こども・若者当事者が、必要な時に自発的に助けを求めることができるよう、相談窓口を啓発するとともに、継続的な支援に努めます。また、こども・若者が犯罪や事故等に巻き込まれないよう、ソフト・ハード両面の取組を進めます。

施策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(4) こどもの貧困対策(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 |
|--|

施策（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども・若者が権利の主体であることが広く認識されるよう、市民、団体、事業者等へ周知、啓発を行います。また、こども・若者が、自らの権利について学び、自覚を促すため、小学校や中学校と連携した人権教育を推進します。

加えて、若者が、市政やまちづくり活動への興味関心を持つきっかけとなるよう、市内の高校と連携し、選挙制度や模擬投票の講座のアウトリーチを促進します。

また、20歳を迎える若者が、社会的責任を自覚し、地域とのつながりを深める場を設けます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	「こどもまんなか社会」の実現に向けた啓発活動	こども・若者が主役となり、誰もが権利を行使できる「こどもまんなか社会」に関して、ホームページなどを通じて、年齢を問わず広く周知し、市民の意識の高揚を図ります。	こども政策課
2	「菊川市こども・わかもの参画宣言」の周知・啓発	「こども・わかもの参画宣言」に込められた理念の実現に向け、市民・地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が協働で取り組む必要があるため、宣言の周知・啓発を行います。	地域支援課
3	年齢に応じた男女共同参画の啓発	園児への絵本の読み聞かせや小学生への職業講話、市民を対象とした講座の開催、啓発物品の配布等を通じ、年代に応じた男女共同参画の意識啓発を行います。	地域支援課
4	小学生及び中学生への人権教育の推進	小学生や中学生を対象に、人権に関するポスターや標語、作文を募集し、人権について考えるきっかけをつくれます。	市民課
5	高校生等への選挙制度の学習機会の創出	出前行政講座を通じ、これから選挙権を手にする高校生等に対し、選挙制度の説明及び模擬投票の体験を行います。	総務課
6	はたちの集いの開催	人生の節目を祝い励ますとともに、成人としての社会的責任を改めて自覚し、家族や友人、地域との繋がりをより深める機会とするため、「はたちの集い」を開催します。	社会教育課

施策（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の心身におけるすこやかな成長を促し、生涯にわたる幸せにもつながる大変重要な要素です。そのため、すべてのこども・若者が、年齢や発達の程度に応じ、幅広い分野の遊びや体験、活躍ができる機会、場を創出します。

スポーツの体験教室や、ボランティア活動、他の地域の文化・風習に触れるイベントの開催、読書の推進など幅広い分野でこどもが体験できるよう、地域住民や関連団体とも連携して取組を推進します。

加えて、こどもの遊び場の確保や親同士の交流の機会を生み出す空間の創出を進めるとともに、子育てにやさしい住まいの拡充のため、住宅支援を実施します。

また、外国人に対応した相談窓口の設置や、外国籍のこども・若者が、日本の文化や生活習慣を学べる講座を実施します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
7	こどもを対象とした体験活動等の受入れ	こどもの学びの機会を増やすため、地域団体やNPOなど多様な主体が実施するこどもを対象とした体験活動等を、各地区センターで受け入れます。	地域支援課
8	子ども会連合会の活動支援	子ども会活動の発展と指導者の資質向上、会員相互の交流と親睦を図るために活動する「子ども会連合会」の活動を支援します。	社会教育課
9	放課後こども教室の開級	放課後に学校の余裕教室等を活用し、地域の人の協力のもと、こどもが安全にスポーツや文化活動に取り組める「放課後子ども教室」を開級します。	社会教育課
10	中学生等海外派遣事業への助成	菊川市国際交流協会が実施する「中学生等海外派遣事業」に参加する生徒の保護者に対し、費用の一部を助成します。	地域支援課
11	起業を志す若者への創業支援	起業を考える若者に対し、セミナーの開催や相談対応を行うことで、創業を支援します。	産業支援センター
12	親子スポーツ教室の開催	学校や園では学ぶことの出来ない様々なスポーツを親子で体験してもらうことで、スポーツのルールや楽しさを肌で感じてもらうとともに、親子の信頼関係を深めます。	社会教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
13	ボランティア体験活動の推進	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、児童・生徒によるボランティア体験活動を推進します。	社会教育課
14	小谷村地域間交流体験教室の開催	友好都市協定を結んでいる長野県小谷村を訪問し、スキー体験教室等を通して、こどもたちが社会性を育む体験活動を実施します。	社会教育課
15	どきどきフェスティバルの開催	自分が住む地域に伝わる文化を学ぶことにより、豊かな創造性を養い、併せて他地区のこどもたちとの交流を図ることを目的として、「どきどきフェスティバル」を開催します。	社会教育課
16	ブックスタート事業	乳児とその家族に絵本を贈り、絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、ブックスタート事業を推進します。	図書館
17	子ども読書活動の推進	こどもの感受性や想像力を伸ばしていくため、子どもの読書活動を推進します。	図書館
18	子ども司書の認定	子ども司書養成講座を開講し、認定した子ども司書の活動を通じて、読書活動の推進につなげます。	図書館
19	都市公園の整備	こどもが安全に安心して遊べるよう、都市公園の整備・維持管理をします。	都市計画課
20	小規模遊園の遊具設置等への補助	こどもが安全に遊ぶことができる遊具の設置や、ケガ等の危険がある遊具の撤去・修繕に対する補助を行います。	こども政策課
21	児童館の運営	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館を、より充実させます。	子育て応援課

N0.	事業名	事業内容	担当課
22	子育て支援センターの運営	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供する他、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課
23	若者世帯定住促進補助事業	活力に満ちた元気なまちづくりを目指し、若者世帯及び子育て世帯の住宅取得を支援するため、住宅取得費用の一部を補助します。	都市計画課
24	虹の架け橋教室への支援	外国籍児童生徒に日本語、日本の文化や生活習慣、学校でのルール等を教える「虹の架け橋教室」への支援を行います。	学校教育課
25	外国人支援員の配置	外国籍児童生徒を支援するため、小中学校へ外国人支援員を配置します。	学校教育課
26	外国人相談窓口の設置及び通訳員の配置	本庁及び小笠支所に外国人相談窓口を設置し、外国人住民の相談や通訳業務、行政文書等の翻訳業務を行います。また、それ以外の公共施設については、通訳派遣で対応するほか、必要に応じて、担当課が通訳員を配置します。	地域支援課

施策（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠前から出産、幼児期まで、切れ目のない保健・医療の提供を行います。また、若者に対して、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるとともに、栄養管理を含めた健康管理を促す取組を進めます。

さらに、慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成や発達に関する相談支援等を行います。

その他、母子保健事業のデジタル化と利活用を促進し、母子保健事業の質の向上を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
27	妊婦訪問支援事業	若年、経済的不安、成育歴等により育児が困難になることが予測される妊婦等に対し、保健師や助産師、看護師が訪問し継続的な支援につなげます。	子育て応援課
28	特定妊婦への相談支援	家庭生活に困難を抱え、出産後の養育について妊娠中から支援が必要な妊婦を要保護児童対策地域協議会の特定妊婦として登録し、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
29	喫煙や飲酒している妊婦への指導	妊娠届提出時に、喫煙や飲酒をしている妊婦に母体やこどもへの影響について説明し、禁煙・禁酒指導を行います。	子育て応援課
30	思春期講演会の開催	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
31	こども医療費助成制度の推進	こどものすこやかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
32	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患のあるこどもがいる家庭への日常生活用具の給付を進めます。	子育て応援課
33	小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業助成制度	在宅療養するための居宅サービスの使用や福祉用具の貸与、購入した人に対し、費用を助成します。	健康づくり課

N0.	事業名	事業内容	担当課
34	若年がん患者妊孕性 温存治療費補助金制度	がん治療に伴い、妊孕性温存治療を受けた、要件を満たす対象者に補助金を交付します。	健康づくり課
35	難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している方、気管切開で頻回に吸引を必要とする難病患者の方、学校への登下校時や在校時に、医療的ケアを必要とする難病患者の方等に対し、訪問看護等を実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	健康づくり課
36	育成医療の実施	身体の障がい除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課
37	発達に関する相談支援	発達に心配を抱えるこども・保護者の相談に対し、不安の解消や解決に向けて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
38	母子保健事業の デジタル化	母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図ります。	子育て応援課

施策（４）こどもの貧困対策

貧困により、日々の食事に困るこども、学習の機会や部活動に参加する機会が十分に得られないこども、進学をあきらめざるを得ないこども・若者が一定数います。生活保護や就学援助費等により、日常の生活を保障し、学校で必要な費用の一部を支援します。

また、こどもの保護者が資格を取得することにより、スキルアップを図り、安定的な経済基盤の確保につなげることをサポートします。その他、保護者の就労支援等も行います。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
39	生活保護事業	生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長します。	福祉課
40	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方に対し、生活再建や就労の相談・支援を行います。また、生活保護受給世帯のこどもを含む、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習・生活支援等を行います。 (学習支援については、現時点で具体的な実施方法、事業実施時期も未定)	福祉課
41	就学援助費の支給	経済的な理由で学校に通うのが困難となっている児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助します。	教育総務課
42	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する家庭に児童扶養手当を支給します。	子育て応援課
43	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親・20歳未満の児童と、両親のいない家庭の20歳未満の児童に対し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
44	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を対象に修学資金等の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	子育て応援課
45	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等に対して、大学受験料の支援、中学生・高校生等の受験に向けた模試試験受験料の支援を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
46	要保護児童対策地域協議会による関係機関への情報提供	経済的困窮により養育困難のある家庭の児童について、関係機関へ情報提供し、必要な支援につなげます。	子育て応援課
47	自立支援教育訓練の促進	ひとり親家庭の母または父が、就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	子育て応援課
48	高等職業訓練の促進	ひとり親家庭の母または父が、資格取得するための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て応援課
49	お仕事相談所「なでしこワーク」の開催	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、気軽に就労に関する情報収集や就労・就業相談ができる窓口を開設します。	商工観光課
50	臨時就労相談の実施	ひとり親家庭の就労支援のため、ハローワークと連携し、就労相談を行います。	子育て応援課

施策（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者を社会で支える体制づくりや、保育所等におけるインクルージョン教育（障害や病気の有無、国籍など、さまざまな違いや課題を超えて、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶこと）を推進します。

それぞれの環境やライフステージに応じて、財政面での支援はもとより、将来の自立・社会参画を目指し、必要な支援を必要な人に届けます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
51	児童発達支援センターとの連携	児童発達支援事業の利用を希望する保護者へ、適正なサービス利用に繋がるように、市と児童発達支援センターで連携を図ります。	福祉課 こども政策課 子育て応援課
52	発達相談の実施	発達の遅れ等を心配する親子を対象に、幼児の発達検査や、こどもの発達にあわせた支援についての相談を実施します。	子育て応援課
53	療育教室（親子ふれあい教室等）の開催	発達の遅れ等を心配する親子を対象に、発達を促す療育教室を開催します。	子育て応援課
54	公立園と私立園の連携によるインクルーシブ教育の推進	公立園の職員が各園を訪問し、園の状況を把握したうえで、インクルーシブ教育への取組について、ともに考え、実践していきます。	こども政策課
55	支援が必要な園児の加配職員への補助	支援が必要な園児に対して職員を加配している園に補助金を支給し、障害児保育の支援を行います。	こども政策課
56	病後児保育事業	けがや病気の回復期にあつて、家庭で保育できない場合に、専用保育室のある施設において一時的に預かる病後児保育を実施します。	こども政策課
57	ことばの教室の実施	発音等、ことばに関して心配のある幼児・児童に対して指導を行う「ことばの教室」を実施します。	こども政策課 学校教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
32	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付【再掲】	小児慢性特定疾患のあるこどもがいる家庭に対し、日常生活用具の給付を進めます。	子育て応援課
58	居宅訪問型児童発達支援費の支給	重度の障害や医療的ケアによって、通所型のサービスが受けられないこどもが、保育士等の訪問によって療育を受けられるよう支援します。	福祉課
59	児童発達支援費の支給	就学前の発達に支援が必要なこどもに対し、発達段階に応じた日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の早期療育を行い、保護者に対して、障がい理解のための支援・育児支援を行います。	福祉課
60	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を補助します。	教育総務課
61	特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、重度または中度以上の障がいのある方を養育する父母または養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
62	障害児福祉手当の支給	身体または精神の重度の障がいによって、日常生活において常時介護を必要とする方(20歳未満)へ、障害児福祉手当を支給します。	福祉課
63	重度心身障害児扶養手当の支給	心身の重度の障がいによって、常時介護を必要とする20歳未満の子どもの保護者へ、重度心身障害児扶養手当を支給します。	福祉課
64	高額障害児通所給付費の支給	障害福祉サービス・障害児通所支援・補装具などのサービスを併用したために、世帯における1か月の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超過分を償還払い方式で助成します。	福祉課
65	障害児計画相談支援給付費の支給	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)を利用するための個別支援計画の作成や利用状況の検証(モニタリング)を実施し、個々の状況に応じた適切なサービスを提供します。	福祉課
66	放課後等デイサービス費の支給	就学中の発達に課題のあるこどもに対して、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉課

施策（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども・若者が安心して成長できるよう、社会問題にもなっている、保護者からの児童虐待や育児放棄、こども・若者が家族の介護、看護を行うヤングケアラーなどの課題に対し、関連団体や専門機関と連携しながら、個別のケースごとに必要な支援を届けます。

こども・若者が困った時に自発的に助けを求めることができるよう、相談窓口や電話での相談サービスの周知・啓発に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関連機関が連携して支援に取り組み、要保護児童等の情報共有を強化し、切れ目のない支援を行います。

さらに、要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、児童虐待やヤングケアラーの問題を抱える家庭の把握や支援に努めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
67	こどもの人権 SOS ミニレターなどによる人権相談の実施	「こどもの人権 SOS ミニレター」を通じて、学校内のいじめや体罰、家庭内の虐待など、小学生や中学生からの人権をめぐる相談に対し、人権擁護委員が解決にあたります。また、国の「こどもの人権 110 番」の周知・啓発を図ります。	市民課
68	児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」の啓発	児童虐待の防止のため、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」や児童虐待防止推進月間の広報・啓発を図ります。	子育て応援課
69	児童虐待防止推進月間、里親月間の広報・啓発	児童虐待の防止のため、児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」や児童虐待防止推進月間、里親月間に合わせた一日里親イベントの広報・啓発活動に努めます。	子育て応援課
70	包括的な相談支援体制の強化	こども家庭センターを設置し、妊娠期から 18 歳までのこどもについて、切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
71	要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報共有、支援の検討を行います。また、研修会を開催し、情報交換・連携強化を図ります。	子育て応援課
72	要保護児童対策地域協議会による個別ケース会議の開催	社会的養護の下にあるこどもの家庭復帰に向けた養育環境改善の支援を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
73	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、訪問を行います。	子育て応援課
74	ヤングケアラーの 早期発見	こども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月実施し、ヤングケアラーの把握や支援に努めます。	子育て応援課
75	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育て応援課
76	ヤングケアラーに関する 調査の実施	市内小中学校を対象にヤングケアラーに関する調査を実施します。調査結果を関係機関へ報告し、適切な支援につなげます。	学校教育課

施策（7）こども・若者の自殺対策、犯罪や事故などからこども・若者を守る取組

こども・若者の自殺を防止するため、電話や SNS を活用した相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した継続的な支援を行います。

こども・若者が犯罪や事故に巻き込まれないよう、見守り活動や防犯講座の開催、防犯灯や交通安全施設の設置など、ソフト・ハード両面からの取組みを促進します。

また、激甚化する自然災害から身を守るため、こども・若者に地域の防災訓練に参加するよう促すとともに、メールや SNS を活用した防災情報の周知に努めます。

地域コミュニティや関連団体と連携し街頭での指導を行う等、地域ぐるみで青少年の健全な育成に資する取組を進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
67	こどもの人権 SOS ミニレターなどによる人権相談の実施【再掲】	「こどもの人権 SOS ミニレター」を通じて、学校内のいじめや体罰、家庭内の虐待等、小学生や中学生からの人権をめぐる相談に対し、人権擁護委員が解決にあたります。また、国の「こどもの人権 110 番」の周知・啓発を図ります。	市民課
77	こころの健康相談機関の周知	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、LINE 相談等の周知を行います。	健康づくり課
78	こどものこころのケアの充実及び相談支援体制の強化	こどもとその家庭からの相談全般について、こども家庭センターが関係機関と連携し、専門的な相談対応や面談等による継続的な支援を行います。	子育て応援課
30	思春期講演会の開催【再掲】	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
79	通学路安全点検の実施	児童生徒が安心して通学できるよう、通学路安全点検を実施します。	学校教育課
80	スクールガードによる通学路の見守り	こどもを通学路における交通事故や犯罪から守るため、スクールガードボランティアが見守り活動を行います。	学校教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
81	交通安全教室の開催	市民の交通安全意識を啓発し、交通安全を推進するため、交通安全指導員を中心に交通安全教室を開催します。	地域支援課
82	防犯講座の開催	こどもの安全を確保するため、保育所・認定こども園・小学校で、防犯講座を実施します。	地域支援課
83	防犯灯の設置	地域の防犯の向上を図るため、各所への防犯灯の設置を推進します。	地域支援課
84	道路区画線や交通安全施設の設置・整備	道路区画線、交通安全施設等を設置・整備し、市道の安全対策を講じます。	建設課
19	都市公園の整備【再掲】	こどもが安全に安心して遊べるよう、都市公園の整備・維持管理を行います。	都市計画課
85	地域防災訓練への参加の啓発	地震等の災害に備えるため、地域防災訓練への参加を啓発します。	危機管理課
86	メールやSNSを活用した防災情報等の発信	メール情報配信サービス「茶こちゃんメール」や市公式SNSを通じて、防災・防犯情報や同報無線の内容等を配信します。	危機管理課
87	青少年街頭生活指導の実施	青少年のすこやかな成長を促す環境づくりと地域防犯活動を推進し、「地域の青少年は地域で守り育てる」意識の向上を図るため、青少年街頭生活指導を実施します。	社会教育課
88	青少年健全育成市民会議支部活動の推進	地域社会と行政・関係機関が相互に協力し、青少年健全育成市民会議の各支部で「あいさつ・声かけ運動」を始めとした、体験活動、啓発活動を推進します。	社会教育課

目標2 一人ひとりの成長や暮らしに寄り添った支援が得られるまち

現状と課題

- 本市では、これまでも様々な子育て支援サービスを提供してきました。一方で、社会情勢が変化するなか、女性の就業率の高まりや外国籍住民の増加等に加え、支援が必要なこどもが増える傾向にあり、子育て支援に関するニーズも多様化しています。また、年代によって必要なサービスも異なることから、ライフステージに応じた子育て支援サービスを提供していくことが重要です。
- 共働き・共育でする夫婦が増加するなか、幼児教育・保育に対するニーズも多様化しており、それぞれのニーズに沿った子育て支援サービスの提供が求められています。また、保育料の無償化は始まっていますが、経済的な支援だけでなく、充実した幼児教育・保育サービスを提供するために、さらなる保育士の質の向上等を図る必要があります。
- 心身ともに大きく成長する学童期・思春期のこどもが、豊かな経験を積み、幅広い知識を身に着けることができる機会を創出することは、すこやかな育ちにとって、とても大切なことです。また、こどもが安心して通うことができる学校として、いじめや体罰、人間関係のトラブル等を未然に防止し、こどもが思い悩んでいる時に、適切な支援を提供できるしくみを構築することが重要です。
- 全国的に婚姻数の減少や晩婚化といった傾向が見られるなか、若い世代の夢をかなえる（出会いや結婚、就労等）ための支援が求められています。また、様々な要因により、ひきこもり等の状態にある方への支援に取り組むことも必要です。

取組の方向性

- こどもの誕生前から青年期まで、ライフステージに応じた支援を行い、一人ひとりに寄り添いながら子育てを支えるとともに、こども・若者のすこやかな成長を促進します。
- 妊娠前から幼児期まで切れ間なく保健・医療が提供され、こどもが安心して遊び、学び、成長できる機会の充実を図るとともに、保育環境を整え、一人ひとりの子育てを支えます。
- 質の高い公教育・特別支援教育の充実を図るとともに、成年年齢を迎える前に必要な知識の提供に努めます。また、こどもが安心して過ごせる居場所づくりに努め、いじめや体罰の防止、不登校のこどもへの支援等を充実します。
- 将来に向けた希望を叶えられるよう、就労支援を充実するとともに、出会いや結婚新生活をサポートします。また、悩みを抱える若者やその家族への支援を充実します。

施策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供(2) 学童期・思春期に必要な支援の提供(3) 青年期に必要な支援の提供 |
|---|

施策（１）こどもの誕生前から幼児期に必要な支援の提供

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもが将来にわたって、確かなスタートを切るために最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が、次代の社会の在り方を左右することにもつながります。

妊娠、出産、すこやかな育ちを支えるため、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療を提供するとともに、こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の一体的かつ継続的な支援を行います。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ります。保育所やこども園等に通っていないこどもに対しても、「こども誰でも通園制度」など新たな制度も含め、必要な子育てサービスの提供に努めます。

また、「こども医療費助成制度」や「幼児教育・保育の無償化」、「リフレッシュ時保育事業」等、子育てに掛かる経済的な負担や心身の負担の軽減を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
89	不妊・不育症治療費助成	不妊治療や不育症治療に対する医療費の助成を行います。	子育て応援課
90	プレママ＆パパサロンの開催	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ＆パパサロン」を開催します。また、父親の参加を積極的に呼びかけます。	子育て応援課
91	新米パパ教室 (父親支援教室)の開催	今後、父親になる人を対象に、出産前後の母親のケア、主体的な育児参加の具体的方法や仕事との両立について学べる教室を開催します。	子育て応援課
29	喫煙や飲酒している 妊婦への指導【再掲】	妊娠届提出時に、喫煙や飲酒をしている妊婦に母体やこどもへの影響について説明し、禁煙・禁酒指導を行います。	子育て応援課
92	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等を行います。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
27	妊婦訪問支援事業【再掲】	若年、経済的不安、成育歴等により育児が困難になることが予測される妊婦等に対し、保健師や助産師、看護師が訪問し継続的な支援につなげます。	子育て応援課
93	妊娠出産時ホームヘルプサービスへの補助	体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦が、産前産後にベビーシッターまたはホームヘルパーを利用された際に、費用の一部を補助します。	子育て応援課
94	妊婦健康診査・産婦健康診査助成	妊婦健康診査、産婦健康診査に対する助成を行います。	子育て応援課
95	低所得妊婦に対する初回受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、必要な支援に繋げるため、初回産科受診料（妊娠判定に係る料金）の一部または全部を補助します。	子育て応援課
96	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。	子育て応援課
97	妊婦のための支援給付	妊婦等に対して面談等で心身の状況等の把握や情報提供、相談を行う妊婦等包括相談支援事業に加え、妊婦給付認定時及び胎児の人数等の届出時にそれぞれ給付を行います。	子育て応援課
98	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの依頼会員（預けたい人）、提供会員（預かる人）の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めます。	子育て応援課
99	乳児を対象とした食に関する指導	離乳食教室や6か月児相談を通じて、離乳食に関する講話や食に関する相談を行います。	子育て応援課
100	予防接種の実施	こどもを病気から守るため、各種予防接種を実施します。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
101	健康相談・健診の実施	こどもの成長や発達の確認や育児の支援を行うため、健康相談や定期的な各種健診を実施します。	子育て応援課
102	救急医療体制の保持	夜間・休日の急病や事故等、緊急時に対応できるように、急患診療所と総合病院との連携強化を図ります。また、静岡こども救急電話相談の周知・啓発を図ります。	健康づくり課 子育て応援課
31	こども医療費 助成制度の推進【再掲】	こどもの健やかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
103	新生児聴覚 スクリーニング検査の 助成	聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けるために実施する、新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成を行います。	子育て応援課
104	子育て支援教室の開催	ふれあい遊びや育児のポイント等を伝える各種子育て支援教室を実施します。	子育て応援課
105	こども誰でも通園制度	親が働いていなくても月に一定時間、こどもを幼児施設に預けられる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」を実施します。 ※0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、令和8年度から実施予定です。	こども政策課
106	幼保施設の定員の見直し	少子化が進む一方で、多様化する保育ニーズを的確に捉え、幼保施設の適正な規模や人員配置となるよう定員の見直しに努めます。	こども政策課
107	保育士等の 資質・能力の向上	より質の高い教育・保育を提供していくため、保育士等の資質・能力向上のための研修の実施や講演会への参加を行います。	こども政策課
108	預かり保育事業の実施 (一時預かり事業幼稚園型)	保護者の就労等に応じて、教育時間の前後や長期休業等に預かり保育を実施します。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
109	リフレッシュ・一時保育事業 (一時預かり事業 幼稚園型を除く)	保護者の社会的理由や私的理由により、一時的に乳幼児を保育するリフレッシュ・一時保育を実施します。	こども政策課
56	病後児保育事業 【再掲】	けがや病気の回復期にあって、家庭で保育できない場合に、専用保育室のある施設において一時的に預かる病後児保育を実施します。	こども政策課
110	訪問型小集団療育の実施	児童発達支援センターの訪問型小集団療育を市内園で実施します。	福祉課 こども政策課 子育て応援課
111	発達支援につなげる 園訪問事業の実施	市内各園に保健師・保育士・指導主事・相談員等が訪問し、幼児の集団生活での様子を確認します。支援が必要なこどもに関しては、関係機関と連携し、発達面等に関する支援方法の検討や共有を行い、適切な支援につなげます。	子育て応援課
112	保育体制強化事業	保育支援者を雇用する園に補助金を支給し、保育体制の強化を図ります。	こども政策課
113	年度途中入所 サポート事業	年度途中からの児童の受け入れに対応するため、保育士を配置する園に補助金を支給し、待機児童の解消に努めます。	こども政策課
55	支援が必要な園児の加配 職員への補助【再掲】	支援が必要な園児に対して職員を加配している園に補助金を支給し、障害児保育の支援を行います。	こども政策課
114	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することの保育料を無償化し、子育てに関する経済的負担を軽減します。 ※0歳から2歳児クラスの住民税非課税世帯のこどもの利用料も対象となります。	こども政策課
115	0～2歳児の第3子以降 の保育料無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、0～2歳児の第3子以降の保育料を無償化します。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
116	3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)無償化	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)を無償化します。	こども政策課
117	保こ小中の連携の推進	保育所・認定こども園・小学校・中学校が連携し、園児・児童・生徒の交流や情報交換・情報共有を推進します。	こども政策課 子育て応援課 学校教育課
118	子育て応援サイト「きくすく」による情報発信	子育て支援情報、市内の公共施設のマップ情報等を提供する子育て応援サイト「きくすく」で、積極的な情報発信を行います。	こども政策課
21	児童館の運営【再掲】	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館をより充実させます。	子育て応援課
22	子育て支援センターの運営【再掲】	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課
119	人権教室の開催	人権擁護委員が各こども園、小学校、中学校に赴き、人権教室を開催し、こどもたちの人権意識の高揚を図ります。	市民課
16	ブックスタート事業【再掲】	乳児とその家族に絵本を贈り、絵本を通じたふれあいのきっかけをつくるため、ブックスタート事業を推進します。	図書館

施策（２）学童期・思春期に必要な支援の提供

学童期・思春期は、こどもにとって、心もからだも大きく成長する時期であり、集団生活の中で様々な体験を通して、自己肯定感や道徳性、社会性などを育むことができる環境を整えることが大切です。

こどもにとって学校は、安全に安心して過ごすことができ、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つです。これまで学校教育が果たしてきた役割を継承しつつ、こども・若者や保護者、教育現場等の意見を施策に反映するよう努めるとともに、地域との協働による教育活動を進めます。

また、この時期は、成年年齢を迎える前に必要となる知識を身に付ける時期でもあります。体験的な学習活動を通して、こども・若者の自己実現につながる働き方の選択に資する取組みなどを進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
120	指導主事の配置	より質の高い教育を提供し、こどもの学び力を伸ばしていくため、こども政策課と学校教育課に指導主事を配置します。	こども政策課 学校教育課
121	研修会・学校訪問の実施	教職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るため、管理職に対する研修会の実施、学校訪問による面談指導を行います。	学校教育課
122	ICT 環境等を生かした魅力ある授業づくりの推進	ICT を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びからの授業改善を推進します。	学校教育課
13	ボランティア体験活動の推進【再掲】	社会参加を通じ、社会性や思いやりの心を育むため、児童・生徒によるボランティア体験活動を推進します。	社会教育課
123	栄養教諭による食育の推進	栄養教諭による「食に関する指導」を小中学校で実施します。	教育総務課
124	地産地消の推進	「ふるさと給食週間(年3回)」や「地産地消の日(月1回)」において、地元食材を活用したメニューを提供し、地産地消の推進を図ります。	教育総務課
125	小学生食育体験事業	食に関する関心を高めるため、児童が野菜の栽培から収穫までを体験する事業を行います。	学校教育課
126	図書館の読書環境の整備	多様化するニーズに対応するため、計画的な資料収集・蔵書管理を行い、読書環境の整備を図ります。	図書館

NO.	事業名	事業内容	担当課
127	こども向けイベントの充実	こどもたちに図書館や本の世界に親しむきっかけをつくるため、こども図書館や親子読書の集い、おはなし会などを開催します。	図書館
128	学校図書館と公立図書館の連携による読書活動の推進	図書館司書が小中学校を訪問し、学校図書館の整備やブックトークなどの読書推進活動を行います。また、学校図書館と公立図書館の連携を進め、学校への団体貸出を実施します。	図書館
5	高校生等への選挙制度の学習機会の創出【再掲】	出前行政講座を通し、これから選挙権を手にする高校生等に対し、選挙制度の説明及び模擬投票の体験を行います。	総務課
129	地球温暖化対策につながるライフスタイル転換の啓発	アースキッズ事業、ごみ減量に関する出前講座により、環境への興味を引き出し、地球温暖化対策に関して、こどもたちにもできる事があることへの気づきと知識を養います。	環境推進課
130	消費者教育の推進	市消費生活センターでは、教育機関や静岡県と連携し、広報紙やノベルティグッズなどを活用した消費者教育・トラブル防止啓発に努めます。	商工観光課
119	人権教室の開催【再掲】	人権擁護委員が各こども園、小学校、中学校に赴き、人権教室を開催し、こどもたちの人権意識の高揚を図ります。	市民課
131	人権の花運動の推進	小学校に人権の花であるひまわりの種を配布し、友達と協力しながら育てることで、相手を思いやる気持ちや命を大切する気持ちの醸成を図ります。	市民課
30	思春期講演会の開催【再掲】	性についての正しい知識や命の大切さ等を学ぶため、児童生徒を対象に思春期講演会を開催します。	子育て応援課
132	教育相談の実施	小中学生の家庭における子育てに関する悩みや不安を解消し、解決に向けて支援するための教育相談を実施します。	学校教育課
133	特別支援教育の充実	教育相談室として、相談員による巡回相談、発達検査、教育相談等を行います。また、学級学校支援員を配置し、児童生徒への、きめ細やかな支援指導体制の充実を図ります。	学校教育課

NO.	事業名	事業内容	担当課
134	スクールカウンセラーや医療機関等との連携した専門的な支援の実施	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家と相談できる環境を整備します。また、医療機関等と連携し、専門的な支援を行います。	学校教育課
135	教育支援センター「このゆびと～まれ」の運営	不登校の児童生徒に対して、家庭以外に過ごせる場所の提供や児童生徒・保護者の相談等を行う教育支援センター「このゆびと～まれ」を運営します。	学校教育課
136	いじめ問題対策連絡協議会	いじめの積極的な認知、早期の組織的対応の推進等、いじめ防止対策の強化を進めます。	学校教育課
137	いじめ問題調査委員会	重大ないじめ対応に係る第三者性の向上を図ります。	学校教育課
138	放課後児童クラブの運営	共働きやひとり親家庭等、帰宅しても保護者が不在の小学生を預かり、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。	こども政策課
139	放課後児童クラブ支援員の資質・能力の向上	放課後児童クラブの内容を充実させ、子どもの健全育成を推進していくため、支援員の資質・能力向上の指導、研修を行います。	こども政策課
9	放課後こども教室の開級【再掲】	放課後に、学校の余裕教室等を活用し、地域の人の協力のもと、子どもが安全にスポーツや文化活動に取り組める放課後子ども教室を開級します。	社会教育課
140	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した健全育成等の推進	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、学校の体育館やグラウンド等を活用した、放課後の活動プログラムを作成し、児童の健全育成及び居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会教育課
21	児童館の運営【再掲】	こどもに遊びを提供し、健康増進と情操を豊かにするための施設である児童館をより充実させます。	子育て応援課
141	総合教育会議の開催	市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育の課題や目指す姿等を共有し、効果的に本市の教育施策を推進するために設置する「菊川市総合教育会議」において、児童・生徒等の生命、身体の保護等に関する協議を行います。	総務課

NO.	事業名	事業内容	担当課
142	学舎コミュニティ・スクールの推進	学舎コミュニティ・スクールの仕組みを整備し、学校と地域が一体となった学校運営を進めます。	学校教育課
143	菊川市未来の部活動在り方検討会	休日の部活動の地域クラブへの移行に向けた地域スポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。	学校教育課
144	中学生ふるさと未来塾の実施	ふるさとの魅力や地元で働く良さを中学生に知ってもらうため、地元企業を講師に招いてふるさと未来塾を実施します。	社会教育課
145	高校生ふるさとセミナーの実施	高校生が地域について学び、考え、課題に対する解決策を創り上げる活動をとおして、将来の菊川市を担う人材を育成します。また、活動の中で、地域の魅力の発見や郷土愛を育みます。	企画政策課
146	出前行政講座「市内の企業見学」の実施	市内の事業所や工場内を見学し、市民の方に市内企業について知っていただくとともに、小学生や中学生が就職について考える一助となるよう、出前行政講座を実施します。	商工観光課
147	企業見学バスツアーの実施	市内企業の事業概要等について、高校生や大学生、保護者の方に理解を深めていただき、市内企業への就職につなげるため、「企業見学バスツアー」を実施します。	商工観光課
148	職場体験等の体験的な学習活動の周知	ハローワークなどの就労支援機関と連携し、職場体験の受入れが可能な企業の情報を、企業就職情報誌等を利用して周知します。	商工観光課

施策（3）青年期に必要な支援の提供

青年期は、心理的・社会的に発達し、成人期に移行するための準備期間として、大切な時期です。青年期の若者が、自らの適性等を理解したうえで、職業や進学などの選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や支援が必要です。

また、青年期が必要としている施策として、結婚を希望する人への出会いの場の創出や、新婚生活の生活支援を行うことで、新生活のスタートアップを支援します。

また、ひきこもりや自殺を防止するために、悩みや不安を抱える若者とその家族に対する相談体制を充実します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
149	高校生のための 企業説明会の開催	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、高校生に対して就職のための企業説明会を開催します。	商工観光課
148	職場体験等の体験的な 学習活動の周知【再掲】	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、職場体験の受入れが可能な企業の情報を、企業就職情報誌等を利用して周知します。	商工観光課
11	起業を志す若者への 創業支援【再掲】	起業を考える若者に対し、セミナーの開催や相談対応を行うことで、創業を支援します。	産業支援 センター
150	「出会い・交流」の場の 創出	県と県内市町が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」により、結婚を希望する人への出会いの場を提供します。	企画政策課
151	結婚新生活支援事業	新婚世帯に対し、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新生活にかかる費用を補助します。	企画政策課
152	生活困窮者自立支援事業 (ひきこもり支援推進事業)	ひきこもり相談支援員を配置し、ひきこもり状態にある方に対する支援を行うとともに、ひきこもりの予防や啓発、関係機関と連携した各種相談を実施します。	福祉課
77	こころの健康相談 機関の周知【再掲】	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、LINE 相談等の周知を行います。	健康づくり課

目標3 みんなで助け合い、支え合って、こどもを生み育てるまち

現状と課題

- アンケート調査の結果によると、子育てや教育にかかる経済的負担に不安を感じている家庭が一定の割合でいます。家庭の経済状況がこどもの進路に及ぼす影響を抑えるよう、負担の軽減を図る必要があります。
- 全国的に核家族化や地域交流の希薄化が進み、子育て家庭の孤立化が問題となっています。本市においても、こども家庭センターの開設や保健師等による訪問、ファミリー・サポート・センターの利用促進等を行ってきました。今後も引き続き、子育て家庭が孤立することがないよう、取組の充実や周知を図る必要があります。
- 家庭内や企業等でも、共働き・共育ての意識を高め、社会全体で子育てを支えることが必要です。
- アンケート調査の結果によると、保護者が母親のひとり親家庭が、経済的に苦しい傾向があることがわかっています。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うとともに、保護者への就労支援等を実施することで、子育てに掛かる負担の軽減を図る必要があります。

取組の方向性

- 幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給、こども医療費の助成等により、子育てや教育に関する経済的な負担の軽減を図ります。
- リフレッシュ・一時保育事業やファミリー・サポート・センターの利用促進等により、在宅で子育てをしている家庭も含め、地域の中で子育て家庭を支える仕組みを充実します。
- 家庭内における共働き・共育ての意識を高めるとともに、その実践を職場が理解し、社会全体で応援する仕組みをつくるため、子育てと就労を両立しやすい環境を整備に努めます。
- ひとり親世帯への経済的な支援や保護者の就労支援等により、ひとり親世帯の暮らしに応じた必要な支援を提供します。

施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

施策（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育に掛かる経済的な負担について、不安を感じている保護者も少なくなく、国や県の制度等も活用しながら、本市独自の支援策も加え、子育て世帯に対する経済的な負担の軽減を図ります。

児童手当の支給やこども医療費の助成のほか、３歳から５歳児クラスの保育料の無償化や就学援助費の支給、県が実施する「しずおか子育て優待カード」事業などに加え、新たに「地方就職学生支援金制度」を創設するなど、こどもを生み育てるための支援策を充実します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
97	妊婦のための支援給付 【再掲】	妊婦等に対して面談等で心身の状況等の把握や情報提供、相談を行う妊婦等包括相談支援事業に加え、妊婦給付認定時及び胎児の人数等の届出時にそれぞれ給付を行います。	子育て応援課
153	児童手当の支給	高校終了前のこどもを養育している方に児童手当を支給します。	子育て応援課
31	こども医療費 助成制度の推進【再掲】	こどもの健やかな成長と、家庭の経済的負担軽減を図る、こども医療費助成制度を推進します。	子育て応援課
154	子育て優待カードの促進	静岡県下全域で実施している「しずおか子育て優待カード」事業の、菊川市での協賛店舗数を増やします。	子育て応援課
114	幼児教育・保育の無償化 【再掲】	3歳から5歳児クラスの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するこどもの保育料を無償化し、子育てに関する経済的負担を軽減します。 ※0歳から3歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの利用料も対象となります。	こども政策課
115	0～2歳児の第3子以降 の保育料無償化【再掲】	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、0～2歳児の第3子以降の保育料を無償化します。	こども政策課
116	3～5歳児の第3子以降 の給食費(副食費)無償化 【再掲】	国の多子制限や保護者の所得に関わらず、3～5歳児の第3子以降の給食費(副食費)を無償化します。	こども政策課

NO.	事業名	事業内容	担当課
41	就学援助費の支給【再掲】	経済的な理由で学校に通うのが困難となっている児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助します。	教育総務課
60	特別支援教育就学 奨励費の支給【再掲】	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を補助します。	教育総務課
155	菊川市地方就職 学生支援金の支給	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)のキャンパスに通う大学生に対し、静岡県内の企業の就職活動(面接・試験)にかかる交通費の一部を補助します。	市長公室

施策（２）地域子育て支援、家庭教育支援

孤立した環境での子育ては、保護者に大きな精神的負担が掛かるため、地域ぐるみの子育て支援や保護者同士の交流の促進、保健師による訪問事業等を通して、孤立しない・孤立させない子育て環境を整えます。

「リフレッシュ・一時保育事業」や令和８年度から実施する「こども誰でも通園制度」、「ファミリー・サポート・センター事業」等により、在宅で子育てをしている家庭を支援します。

また、家庭教育学級を開設し、保護者同士が交流し、子育てやしつけについて悩みや喜びを話し合う場を設け、こどもの健全な発達を促します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
92	妊婦等包括相談支援事業 【再掲】	妊婦等に対して面談等を行い、心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等を行います。	子育て応援課
93	妊娠出産時ホームヘルプサービスへの補助【再掲】	体調不良等により家事を行うことが困難な妊産婦が、産前産後にベビーシッターまたはホームヘルパーを利用された際に、費用の一部を補助します。	子育て応援課
96	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」を通じ、母親の育児不安等の解消に努めます。	子育て応援課
104	子育て支援教室の開催 【再掲】	ふれあい遊びや育児のポイント等を伝える各種子育て支援教室を実施します。	子育て応援課
156	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対し、訪問を行います。 (地域子ども・子育て支援事業)	子育て応援課
75	子育て世帯訪問支援事業 【再掲】	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。	子育て応援課
22	子育て支援センターの運営【再掲】	乳幼児と保護者が集まり、交流するふれあいの場や、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。	子育て応援課
157	子育てサークルの支援	保護者等地域住民が自主的に結成し運営している子育てサークルの活動を支援します。	子育て応援課

NO.	事業名	事業内容	担当課
98	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 (子育て援助活動支援事業)	ファミリー・サポート・センターの依頼会員(預けたい人)、提供会員(預かる人)の募集を行い、柔軟な保育体制づくりを進めます。	子育て応援課
109	リフレッシュ・一時保育事業【再掲】 (一時預かり事業 幼稚園型を除く)	保護者の社会的理由や私的理由により、一時的に乳幼児を保育するリフレッシュ・一時保育を実施します。	こども政策課
105	こども誰でも通園制度【再掲】	親が働いていなくても月に一定時間、こどもを幼児施設に預けられる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」を実施します。 ※0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、令和8年度から実施予定です。	こども政策課
158	家庭教育支援の推進	保護者同士が交流し、子育てやしつけについて悩みや喜びを話し合う場を設け、こどもの健全な身体と人格の発達を助長するため、家庭教育学級を開設します。また、家庭教育支援員による各学級への巡回訪問を実施します。	社会教育課

施策（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

出産前から、母親・父親になる人を対象に、共働き・共育ての意識を高めるとともに、年代に応じた男女共同参画の啓発を行います。

出産を期に退職する女性も一定数いることから、再就職したいと思った時に円滑に就労できるよう相談窓口の設置やセミナーの開催等を通じて、就労・就業に向けた支援を実施します。

また、市内事業者に対しても、職場における共働き・共育ての意識を醸成する取組みを進めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
90	プレママ&パパサロン 【再掲】	今後、母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ&パパサロン」を開催します。また、父親の参加を積極的に呼び掛けます。	子育て応援課
91	新米パパ教室 (父親支援教室)【再掲】	今後、父親になる人を対象に、出産前後の母親のケア、主体的な育児参加の具体的方法や仕事との両立について学べる教室を開催します。	子育て応援課
3	年齢に応じた 男女共同参画の啓発 【再掲】	園児への絵本の読み聞かせや小学生への職業講話、市民を対象とした講座の開催、啓発物品の配布等を通じ、年代に応じた男女共同参画の意識啓発を行います。	地域支援課
159	イクボス・イクメンの 周知・啓発	イクボス(部下や同僚の育児やワークライフバランス等に配慮・理解のある上司)やイクメン(子育てを楽しみ、自身も成長する男性や将来そうなりたいと思っている男性)について周知・啓発し、仕事と子育てを両立できる社会を目指します。	地域支援課
160	男女共同参画社会づくり 宣言事業所登録の啓発	事業所や団体が、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、いきいき活躍できる環境づくりに取り組むことを宣言する「男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体」について啓発し、共働き・共育てができる社会を目指します。	地域支援課
161	企業への情報発信	企業訪問の際に、従業員が活用できる子育てに関する制度等の情報発信を行います。	商工観光課
49	お仕事相談所 「なでしこワーク」の開催 【再掲】	ハローワーク等の就労支援機関と連携し、気軽に就労に関する情報収集や就労・就業相談ができる窓口を開設します。	商工観光課
162	女性向け就労・就業支援 セミナーの開催	働く意欲のある女性を対象に、就職に係る不安や悩みの解消を図り、就職・再就職への第一歩を後押しするため、就労・就業支援セミナーを開催します。	商工観光課

施策（４）ひとり親家庭への支援

国の調査によると、ひとり親家庭では、令和３年の時点で、父子家庭と比較して母子家庭が多く、母子家庭の平均年間収入は３００万円に満たない状況となっています。また、母親の就業状況もパート・アルバイトの割合が高く、経済的に不安を抱える家庭が多いことがうかがえます。

こうした現状に対し、より安心して子どもを育てられるよう、経済的な支援を行うとともに、保護者への就労支援を実施することで、ひとり親家庭の子育てに掛かる経済的負担等の軽減を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
61	児童扶養手当の支給 【再掲】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する家庭に児童扶養手当を支給します。	子育て応援課
43	ひとり親家庭等 医療費助成【再掲】	ひとり親家庭の親・20歳未満の児童と、両親のいない家庭の20歳未満の児童に対し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課
44	母子父子寡婦福祉資金 【再掲】	ひとり親家庭を対象に修学資金等の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。	子育て応援課
45	ひとり親家庭等 生活向上事業【再掲】	ひとり親家庭等に対して、大学受験料の支援、中学生・高校生等の受験に向けた模試試験受験料の支援を行います。	子育て応援課
47	自立支援教育訓練の促進 【再掲】	ひとり親家庭の母または父が、就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	子育て応援課
48	高等職業訓練の促進 【再掲】	ひとり親家庭の母または父が、資格取得するための訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て応援課
50	臨時就労相談の実施 【再掲】	ひとり親家庭の就労支援のため、ハローワークと連携し、就労相談を行います。	子育て応援課

第5章 こども施策を推進する取組

本市は、令和5年11月に「菊川市こども・わかもの参画宣言」を行い、こども・若者のまちづくりへの参画等について、地域・NPO・学校・企業・行政等が協働しながら推進していく姿勢を表しました。

この宣言に込められた想いに沿い、第4章で示したこども施策を推進していくにあたっては、こども・若者と対等な視点に立ち、すべてのこども・若者の声を聴き、意見を反映させるよう努め、ニーズや実態に合った取組を進めていくことを目指します。

本市では、これまでも、こども・若者の声を聴き、まちづくりに生かそうとする取組やこども・若者自身が実践するまちづくり活動をサポートする取組を行ってきました。一方で、声を上げにくい環境にあるこども・若者を含め、より多くのこども・若者が意見を表明する機会は、まだ足りていないのが現状です。

そのため、すべてのこども・若者が、まちづくりに対して意見を表明することができ、市がその声をこども施策に反映させるための仕組みづくりを推進します。

取組の方向性

- こども・若者の社会参画やまちづくりへの意見表明を促進するため、多様な主体に対する意識啓発を行います。
- こども・若者と市が意見交換できる機会を創出するとともに、オンラインプラットフォームを導入し、すべてのこども・若者が意見表明できる仕組みづくりを行います。
- まちづくりに関心があるこども・若者を育成するとともに、こども・若者の想いに寄り添い、活動を支える人材を確保します。
- こども・若者が自主的に取組む地域づくり活動に対し、財政面での支援を行うとともに、活動の場や機会を広げる等、こども・若者がより積極的に活動できる環境を整備します。

施策

- (1) こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実
 - (2) こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組
 - (3) こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - (4) こども・若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

施策（１）こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

本市が、次代を担うこども・若者の意見を生かしたまちづくりを進めていくためには、こども・若者当事者はもとより、地域や NPO、学校や企業など、多様な主体が協働で取り組む必要があります。市全体で、こども・若者の社会参画を促進する意識の啓発を行います。

すべてのこども・若者が市政に関心を持ち、広くまちづくりについて意見を表明する機会を保障するため、オンラインプラットフォームを導入します。

また、引き続き、市民協働センターと連携し、こども・若者の意見反映・社会参画を推進するとともに、市議会が主催する「こども議会」を開催し、市議会や市政に関心を持ち、自由な意見・提言を行う機会を創出します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
2	「菊川市こども・わかもの参画宣言」の周知・啓発【再掲】	「こども・わかもの参画宣言」に込められた理念の実現に向け、市民・地域・NPO・学校・企業・行政など、多様な主体が協働で取り組む必要があるため、宣言の周知・啓発を行います。	地域支援課
163	こども・若者参画協議会の開催	こども・若者の社会参画や意見表明・意見反映を推進するため、制度・仕組み・体制等についてこども・若者当事者と一緒に協議し、市の施策に反映するよう努めます。	地域支援課
164	菊川版オンラインプラットフォームの活用推進	市の事業や各種計画の策定等に関して、声を上げにくい環境にあるこども・若者も含め、広く意見を聴取し反映していくため、安心して自由に意見を表明できる場として、オンラインプラットフォームを導入し、その活用を推進します。	地域支援課
165	こども・若者の意見反映・社会参画の推進	「高校生まちづくりスクール」や「菊川まちづくり部」など、市民協働センターが実施する事業と連携し、こども・若者の意見反映・社会参画を推進します。	地域支援課
166	包括的な連携協定による地域発展と人材育成	市内高等学校と締結した包括的な連携協定により、教育や人材育成、まちづくりの推進、地域産業の振興や新産業の創出等の分野において連携し、地域の発展や人材の育成を図ります。	企画政策課
167	こども・若者の意見を表明する権利について市職員への周知啓発	市職員への研修会等を開催し、職員の意識を高めることで、計画の策定や事業等の実施にあたり、こども・若者の意見を聴取する機会の確保に努めます。	こども政策課
168	菊川市こども議会の開催	菊川市の未来を担うこどもたちが、模擬議会の体験を通じて議会や市政に関心を持ってもらうとともに、こどもたちの自由な意見・提言を発表する機会として、こども議会を開催します。	議会事務局

施策（２）こども・若者の多様な声を施策に反映させる取組

こども・若者の意見を施策に反映させるため、市とこども・若者が意見交換等を行う機会として、活動報告会や交流会等を開催し、直接話し合いができる機会を設けます。

すべてのこども・若者が市政に関心を持ち、広くまちづくりについて意見を表明する機会を保障するため、オンラインプラットフォームを導入します。オンラインで意見が表明できるため、声を上げにくいこども・若者を含め、より多くのこども・若者の声を聴くことができるツールとして活用します。

また、市が主催する「こども施策」に関する委員会や審議会等に、当事者であるこども・若者に委員として参画いただき、その意見を「こども施策」に反映させるよう努めます。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
169	こども・若者との意見交換等をする機会の確保	市とこども・若者が意見交換等を行う機会として、活動報告会や座談会、交流会などを開催します。	地域支援課
163	こども・若者参画協議会の開催【再掲】	こども・若者の社会参画や意見表明・意見反映を推進するため、制度・仕組み・体制等についてこども・若者当事者と一緒に協議し、市の施策に反映するよう努めます。	地域支援課
164	菊川版オンラインプラットフォームの活用推進【再掲】	市の事業や各種計画の策定等に関して、声を上げにくい環境にあるこども・若者も含め、広く意見を聴取し反映していくため、安心して自由に意見を表明できる場として、オンラインプラットフォームを導入し、その活用を推進します。	地域支援課
170	委員会や審議会等へのこども・若者の登用	「こども施策」に関する審議会や協議会等において、当事者であるこども・若者を委員に登用し、意見聴取を行うとともに、施策へ反映するよう努めます。	こども政策課

施策（３）こども・若者の社会参画・意見反映を支える人材の育成

まちづくりに関心を持つこども・若者を育成するため、高校生や若者を対象とした人材育成講座等を開催するとともに、中学生・高校生に市民協働やまちづくりについて学ぶ機会を提供します。

こども・若者が意見を言いやすい環境をつくるためには、こども・若者に寄り添い、意見を引き出してくれる「人」や安心して意見を言える「場」が必要です。こども・若者のまちづくりへの参加・参画や意見聴取・意見反映を支える「ユースワーカー」や「ユースセンター」の導入等を目指します。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
171	こども・若者向けの 人材育成講座等の開催	市民協働センターにおいて、高校生や若者が参加できる人材育成講座等を開催し、こども・若者の「やってみたい」を支援します。	地域支援課
172	総合的学習や 探究学習への協力	中学校・高校で行われている総合的学習や探究学習に協力し、通常授業では体験できない市民協働やまちづくり等について学ぶ機会を提供します。また、市の出前行政講座の活用を促します。	地域支援課
166	包括的な連携協定による 地域発展と人材育成 【再掲】	市内高等学校と締結した包括的な連携協定により、教育や人材育成、まちづくりの推進、地域産業の振興や新産業の創出等の分野において連携し、地域の発展や人材の育成を図ります。	企画政策課
173	こども・若者の社会参画 や意見聴取・意見反映を 支援する人材等の確保	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援するため、ユースワーカーの確保やユースセンターの導入等を目指します。	地域支援課

施策（４）こども・若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

こども・若者が主体となって活動するまちづくり団体への財政的な支援を行うとともに、活動を支える「場」と「人」の確保に努め、若者がより積極的に活動できる環境を整備します。

こども・若者にまちづくりへの関心を持ってもらうため、市政に関する情報を SNS を活用して発信することで、若者世代にも届きやすい情報発信に努めます。

まちづくりに関心があり、活動の場を求めるこども・若者と担い手不足に悩む地域コミュニティ組織等とのマッチングを推進し、自分たちの想いを実践する場を提供するとともに、地域課題の解決を図ります。

事業

NO.	事業名	事業内容	担当課
173	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援する人材等の確保 【再掲】	こども・若者の社会参画や意見聴取・意見反映を支援するため、ユースワーカーの確保やユースセンターの導入等を目指します。	地域支援課
174	こども・若者参画支援 交付金制度の運用	市内において自主的な地域づくり活動にチャレンジしようとする若者団体を財政面で支援するため、こども・若者参画支援交付金制度を運用します。	地域支援課
175	こども・若者への 情報発信の充実	若者世代が日常的に使用している SNS を活用し、市の情報を発信することで、若者世代が気軽に市からの情報を取得できるような体制づくりを進めます。	市長公室 各担当課
176	こども・若者の活動の 場や機会を確保する マッチングの推進	市民協働センターにおいて、活動の場を求める若者団体やNPOと、担い手不足に悩む地域コミュニティ組織やその他の団体等とのマッチングを推進します。	地域支援課